

# 参 考 资 料

## 環境学習等をめぐる国内外の動向

年	国際的な動向	国・県の動向
1992 (H4)	国連環境開発会議 [リオ・サミット] 「持続可能な開発」のための教育の重要性を確認。	「千葉県環境学習基本方針」策定
1993 (H5)		「環境基本法」制定 法律上初めて環境教育等の推進を規定。
1995 (H7)		「千葉県環境基本条例」制定
1996 (H8)		「千葉県環境基本計画」策定
2001 (H13)	ミレニアム開発目標 (MDGs) 策定 SDGs の前身となる 2015 年を達成期限とする国際目標。	
2002 (H14)	持続可能な開発に関する世界首脳会議 [ヨハネスブルグ・サミット] 「持続可能な開発のための教育 (ESD) の 10 年」 (2005~2014) を我が国が提案。	
2003 (H15)		「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」制定 環境保全への理解と取組の意欲を高めるため、環境教育の振興や情報の提供、理念、方針、人材育成等について規定。
2006 (H18)		「教育基本法」改正 教育目標の一つに「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」を規定。
2007 (H19)		「千葉県環境学習基本方針」改定
2008 (H20)		「第二次千葉県環境基本計画」策定
2011 (H23)		改正法「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」制定 家庭、職場、地域等のあらゆる場で自発的な環境教育が行われるよう、幅広い実践的人材づくりにつながる認定制度等を充実させるとともに、協働取組に係る具体的規定を追加。
2012 (H24)		「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」閣議決定 環境保全の意欲の増進、環境教育の推進についての考え方、進め方、具体的施策が総合的に位置づけられる。

年	国際的な動向	国・県の動向
2014 (H26)	<b>ESDに関するユネスコ世界会議</b> 「国連 ESD の 10 年」の後継プログラムとしての「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム (GAP)」の開始。	
2015 (H27)	<b>「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択</b> 「誰一人取り残さない」を理念とする、2030 年までに達成すべき国際社会全体の目標「SDGs (持続可能な開発目標)」が掲げられる。  <b>「パリ協定」採択</b> 歴史上初めて全ての国と地域が参加し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減を目指すこととされた。	
2016 (H28)		<b>我が国における「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画策定</b> GAP が定める 5 つの優先行動分野 (政策的支援、機関包括的取組、教育者の育成、ユースの参画、地域コミュニティの参加) に沿って関係省庁が取り組む施策を明記。
2017 (H29)		<b>学習指導要領等の改訂</b> 幼小中高の学習指導要領等が順次改訂され、前文において、「持続可能な社会の創り手」に必要な資質・能力を育成することが掲げられる。(2018 年度以降順次実施)
2018 (H30)		<b>「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」変更</b> 「体験活動」の意義を捉えなおし、地域や企業が取り組む「体験の機会のある場」の積極的な活用を図ることが示される。
2019 (H31) (R1)	<b>「ESD for 2030」採択</b> GAP の後継枠組として、引き続き GAP の優先行動 5 分野の下、様々なステークホルダーで構築される 1 つの包括的ネットワークの構築や、優先行動 5 分野のパートナーネットワークを超えた横断的活動・協力の強化を奨励。	<b>「第三次千葉県環境基本計画」策定</b>
2021 (R3)		<b>「千葉県環境学習等行動計画」策定</b>

## 千葉県環境学習等行動計画策定までの経過

平成31年3月11日（月）

平成30年度第4回千葉県環境審議会企画政策部会

- ・（仮称）千葉県環境学習等行動計画の策定について

令和元年10月30日（水）

第1回（仮称）千葉県環境学習等行動計画策定に係る意見交換会

- ・環境学習等に関する課題
- ・課題を解決するための取組の方向性

令和元年11月20日（水）

第2回（仮称）千葉県環境学習等行動計画策定に係る意見交換会

- ・行動計画が目指すもの（目標）
- ・行動計画の推進施策・推進体制等について

令和2年3月16日（月）

令和元年度千葉県環境審議会企画政策部会

- ・（仮称）千葉県環境学習等行動計画（骨子案）について

令和2年11月6日（金）

令和2年度第1回千葉県環境審議会企画政策部会

- ・千葉県環境学習等行動計画（素案）について

令和3年3月2日（火）（書面開催）

令和2年度第2回千葉県環境審議会企画政策部会

- ・千葉県環境学習等行動計画（案）について

## 千葉県環境審議会企画政策部会委員名簿

【任期：H29. 9. 7～R1. 9. 6】 ○部会長

氏 名	役 職 名
三 輪 由 美	千葉県議会議員
池 邊 このみ	千葉大学大学院園芸学研究科教授
○ 倉 阪 秀 史	千葉大学大学院人文社会科学研究科教授
佐々木 淳	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
瀧 和 夫	千葉工業大学名誉教授
畠 山 史 郎	埼玉県環境科学国際センター長
渡 邊 年 子	千葉県連合婦人会会長
桑波田 和 子	(特非) 環境パートナーシップちば代表理事
河 井 信 明	(一社) 千葉県環境保全協議会副会長

【任期：R1. 9. 7～R3. 9. 6】 ○部会長

氏 名	役 職 名
伊 藤 とし子	千葉県議会議員
池 邊 このみ	千葉大学大学院園芸学研究科教授
上 野 佳奈子	明治大学理工学部専任教授
亀 山 康 子	国立環境研究所社会環境システム研究センターセンター長
近 藤 昭 彦	千葉大学環境リモートセンシング研究センター教授
○ 佐々木 淳	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
羽 山 伸 一	日本獣医生命科学大学獣医学部教授
桑波田 和 子	(特非) 環境パートナーシップちば代表理事
外 山 洋 子	市原商工会議所専務理事
吉 田 一 史	(一社) 千葉県環境保全協議会副会長 (～R2. 6. 21)
山 下 雅 弘	(一社) 千葉県環境保全協議会副会長 (R2. 6. 22～)

## 千葉県環境学習等行動計画策定に係る意見交換会参加者名簿

区分	所属等	氏名
ファシリテーター	(特非)環境パートナーシップちば代表理事	桑波田 和子
県民・NPO等	アースドクターふなばし事務局長	阿部 利美
	浦安水辺の会事務局長	横山 清美
	(特非)企業教育研究会	市野 敬介
	房総野生生物研究所代表	手塚 幸夫
	千葉大学環境ISO学生委員会	細萱 桂太
北野 薫		
学校	津田沼高等学校教諭	吉田 裕志
	千葉市立花見川小学校教諭	兒玉 英祐
事業者	生活協同組合コープみらい千葉県本部 参加とネットワーク推進部企画課	鈴木 政幸
		白井 恵子
	広栄化学工業株式会社レスポンスルーム安全環境部長	瀬戸 幸寛
市町村	市原市環境管理課副主査 主 事	平井 秀作
		大川 ちひろ
	山武市わがまち活性課観光振興係副主幹	鈴木 昌子
県	循環型社会推進課、環境研究センター	

## 千葉県環境学習推進連絡会議設置要綱

### (設置)

第1条 千葉県における環境学習施策を総合的かつ効果的に推進するため、千葉県環境学習推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境学習の推進に係る総合的な企画に関すること。
- (2) 環境学習に係る施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 環境学習の普及及び啓発に関すること。
- (4) その他環境学習の推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 連絡会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、環境生活部次長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 会長は特別に必要ながあると認めるときは、協議事項に関係のある職員に連絡会議への出席を求めることができる。

### (会長)

第4条 会長は、連絡会議を主催し、これを代表する。

- 2 会長に事故あるときは、会長が指定する者がその職務を代行する。

### (部会)

第5条 必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

### (庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、環境生活部循環型社会推進課内において行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附則

この要綱は、平成5年1月8日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月16日から施行する。

別表（第3条第3項）

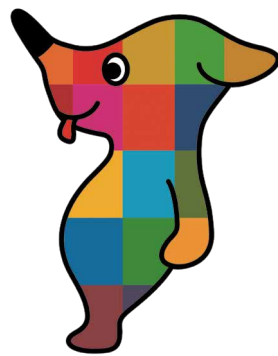
総務部	総務課長 学事課長
総合企画部	政策企画課長 水政課長
健康福祉部	健康福祉政策課長 高齢者福祉課長
環境生活部	環境政策課長 大気保全課長 水質保全課長 自然保護課長 循環型社会推進課長 暮らし安全推進課長 県民生活・文化課長
商工労働部	経済政策課長 産業振興課長
農林水産部	農林水産政策課長 農地・農村振興課長 森林課長 水産局漁業資源課長
県土整備部	県土整備政策課長 河川環境課長 都市整備局公園緑地課長
企業局	管理部 総務企画課長 水道部 計画課長
教育庁	企画管理部 教育政策課長 教育振興部 生涯学習課長 学習指導課長 特別支援教育課長 文化財課長



# 千葉県環境学習等行動計画

令和3年3月

千葉県環境生活部循環型社会推進課  
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号  
電話 043-223-2760



ちばSDGs

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。